

政令第百十六号

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第四条第一項（同法附則第十条及び第十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項（同法附則第十条及び第十一条において準用する場合を含む。）の政令で定める日は、平成二十一年十二月三十一日とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「及び改正法附則第四条第四項」を削る。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とする。

附則第五条から第十七条までを削り、附則第十八条を附則第四条とし、附則第十九条を附則第五条とし

、附則第二十条を附則第六条とする。

附則第二十一条第一項中「並びに改正法附則第五条第二項及び第三項の規定」及び「改正法附則第五条第四項の規定」を削り、「第二十五条、附則第十二条第二項、附則第十三条第二号、附則第十四条及び附則第十五条」を「及び第二十五条」に改め、「改正法附則第五条第四項中「委員会が第二項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）」とあるのは「内閣総理大臣が第一項の規定により行う承認」と、「委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と」を削り、「第二十五条中「監察官」とあり、附則第十二条第二項中「就職の援助の承認をした委員会（就職の援助の承認の権限が、附則第十七条の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官。以下「委員会等」という。）」とあり、並びに附則第十四条及び第十五条中「委員会等」を「並びに第二十五条中「監察官」」に改め、「と、附則第十三条第二号中「委員会等の名称又は氏名及び」とあるのは「者及びその」」を削り、「第二十四条及び附則第十七条」を「及び第二十四条」に改め、同条第二項中「改正法」を削り、同条を附則第七条とする。

3 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように

改正する。

附則第二条の前の見出し及び同条を削り、附則第三条に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条を附則第二条とする。

附則第四条から第十三条までを削り、附則第十四条を附則第三条とし、附則第十五条を附則第四条とする。

附則第十六条第一項中「、改正法附則第十条の規定」を削り、「、第十二条、附則第八条第二項、附則第九条第二号、附則第十条及び附則第十一条」を「及び第十二条」に、「職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)を「職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号) 附則第七條」に改め、「、改正法附則第十条中「附則第四条(第三項及び第七項を除く。)、第五条から第七条まで、前条(第三項を除く。)、及び」とあるのは「附則第四条(第三項及び第七項を除く。)」の規定、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号) 附則第二十一条の規定により読み替えられた附則第五条(第二項及び第三項を除く。)」の規定並びに附則第六条、附則第七条、前条(第三項を除く。)、及び」とを削り、「第十二条中」を「並びに第十二条中」に改め、「と

あり、附則第八条第二項中「就職の援助の承認をした委員会（就職の援助の承認の権限が、附則第十三条の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官。以下「委員会等」という。）」とあり、並びに附則第十条及び第十一条中「委員会等」を削り、「、附則第九条第二号中「委員会等の名称又は氏名及び」とあるのは「者及びその」とし、附則第十三条の規定は適用しない」を「する」に改め、同条第二項中「、改正法」を削り、同条を附則第五条とする。

理由

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める必要があるからである。